

政務活動費使途運用事項及び記入例

平成29年度政務活動費より適用

(はじめに)

地方分権一括法の施行により、地方公共団体の自己の決定権、責任が拡大する中で、議会が担う役割はますます重要になっています。このため議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化することが不可欠で、議員の調査活動の充実強化が図られなければならないことから、地方自治法で政務調査費が制度化されました。その後、平成24年8月29日に「地方自治法の一部を改正する法律案」が成立し、名称を「政務調査費」から「政務活動費」に、また交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、議長にその使途の透明性の確保について務めるものとなりました。

天理市議会における政務活動費は、地方自治法第100条第14～16項及び天理市議会の審議機能を強化するための政務活動費の交付に関する条例の規定に基づき、天理市議会議員の調査研究その他の活動の充実を図るために必要な経費の一部として交付されるものであります。

また、政務活動費の収支報告書については、市議会ホームページに掲載し、広く市民に公開するものとします。

(政務活動費の使途について)

(1) 政務活動費の支出に関する基本指針

<調査研究の目的が、市行政との関連性があること>

調査研究その他の活動は多岐に渡ると考えられるが、政務活動費は公金であるため、その活動は市政との関連性があることが前提である。

<調査研究活動の支出に合理性・必要性があること>

政務活動費の支出は、その目的に沿った合理性・必要性があることが前提であり、必要以上の数量の備品購入や、著しく不相応な日程の視察旅費の支出などは、政務活動費として適用しない。

<支出金額が、社会通念上相当と認められる範囲内であること>

政務活動費は、市政への信頼向上と議会活性化、地方自治の一層の進展を目的としており、市議会の品位を失墜させることのないよう政務活動費として疑義の恐れのある支出は、議員自らの判断で支出を控えることとする。また、支出金額が、社会通念上著しく高額なものは適用しない。

<支出に当たっては、適正な手続きのもとで説明ができること>

支出に当たっては、天理市議会の審議機能を強化するための政務活動費の交付に関する条例の規定に基づき、適正な手続きのもとで、議員自らの責任において説明を果たせるものでなければならない。

また、報告書には、すべての支出に領収書の原本を添付するものとし、それができない場合は、議員自ら責任をもって支払証明書にて証明するものとする。

(2) 実費支出の原則

調査研究その他の活動は、議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は社会通念上妥当な範囲のものであることを前提に、その目的に要した費用の実費を支出することが原則となる。

(3) 使途運用事項

☆旅費に関する基準☆

- 天理市職員等の旅費に関する条例を厳守する。
- 「宿泊費」の額は14,800円（1泊）を限度とし、食事代は認めない。ただし、宿泊と食事が一体で不可分の場合に限り認めるものとする。
- 自家用車使用時の費用は、燃料費（1 km当たり37円）・通行料・駐車料金とする。
- 自家用車使用の場合、通行料金はETCを認める。
（注：領収書の写しを可とし、領収書の原本は議長が確認する。）
- 現地でのタクシー、レンタカー借上料を認める。
- 飲食費は、認めない。
- 天理市職員等の旅費に関する条例による日当は認めない。
- クラブ会などへの出席に伴う費用弁償相当額は認めない。

調査研究費

議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費。

（資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等）

- ・ ☆旅費に関する基準☆に準じる。
- ・ 調査研究業務の外部委託料を認める。
- ・ 議長名による公式依頼を必要とする視察については、事前に別紙実施計画書及び行程表を議長宛（議会事務局）に提出すること。
- ・ 個人及び会派による視察を行った場合は、別紙実施報告書（視察先の資料等を添付）及び行程表を提出すること。ただし、議長名による公式依頼により、視察を実施した場合は、上記実施計画書の写しも添付すること。
- ・ 施設入館料を認める。（注：本来の行程目的以外は認めない。）
- ・ 手土産代は常識の範囲内（3,000円程度）で認める。
- ・ 姉妹都市視察については、任期内1回に限り認める。

◆使途適用しないもの◆

- ・ 懇親会費は認めない。
- ・ 調査研究活動と関わりが希薄な団体の年会費、会費は認めない。
- ・ 会派や議員間の懇談会等に係る経費は認めない。
- ・ 海外行政視察については、認めない。

研修費

議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費。

(講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等)

- ・ ☆旅費に関する基準☆に準じる。
- ・ 議員が研修会等を開催した場合、開催に係る経費の支出伝票と共に会議名、開催日、参加議員名等を記載した実施報告書を添付する。
- ・ 研修会等会場借上料を認める。(不相当と考えられる場所での会場借上料は認めない。)
- ・ 講師への謝金、送迎タクシー代、食事代を認める。(常識の範囲内)
- ・ 他の団体の開催する研修会に出席するための出席者負担金、会費を認める。

◆ 使途適用しないもの ◆

- ・ 個人の立場で加入している団体の年会費、会費は認めない。
- ・ 飲食を主目的とする会合に出席するときの会費は認めない。
- ・ 居酒屋、スナック等酒類の提供を主とする会場での会合に出席するための会費は認めない。

広聴費

議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費。

(資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等)

- ・ 広聴の案内、報告等を掲載する広聴紙代及び郵送料を認める。
- ・ 個人並びに会派等主催・共催等で広聴会を開く場合は、それぞれ年1回以内とし、経費も1回当たり20万円以内とする。
- ・ 広聴会、意見交換会開催のための会場借上料、機械借上料を認める。
- ・ 広聴会、意見交換会開催のための印刷製本費、消耗品費、郵送料、新聞折込料及び常識の範囲内での茶菓子代を認める。

◆ 使途適用しないもの ◆

- ・ 飲食費、懇親会費は認めない。

要請・陳情活動費

議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費。
(資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等)

- ・ ☆旅費に関する基準☆に準じる。
- ・ 要請、陳情の内容（要請、陳情先を含む）と結果の報告書を、添付すること。
- ・ 手土産代について、常識の範囲内（3,000円程度）で認める。

◆ 使途適用しないもの ◆

- ・ 県内の要請、陳情活動について、交通費、宿泊費は適用しない。
- ・ 飲食費、懇親会費は認めない。

資料作成費

議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費。
(印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等)

- ・ 印刷製本代は、コピー代を認める。
- ・ コピー代、コピー用紙の購入は年額1万円以内とする。
- ・ 事務機器は賃借が望ましく、その3分の1を認める。
- ・ 事務機器の購入及び買い替えは、当該機器の耐用年数を考慮する。
- ・ 1万円以上の事務機器等は備品扱いとし、保管する備品台帳に記載する。
- ・ 備品台帳に記入の備品については、修理代を認める。
- ・ パソコン、プリンター（複合機を含む）及びデジカメなどの電子機器については、購入合計額30万円を限度とし、その3分の1を認める。(30万円を超える分は私費または次年度に購入すること。)
- ・ 資料作成のための事務用品、消耗品等を認める。

◆ 使途適用しないもの ◆

- ・ インターネット接続料は認めない。

資料購入費

議員の行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費。
(書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等)

- ・郵送料を認める。
- ・書籍、雑誌、CD・DVD等は購入額の2分の1を認める。
- ・1万円以上の図書等は備品扱いとし、保管する備品台帳に記載する。
- ・新聞購読料は、最大3紙までを対象とし、そのうち一番高額な1紙目は認めない。ただし領収書は1紙目分も添付する。
(注：改選期における定期購読は任期までとする。)
- ・住宅地区の購入については、年間1冊(市内分)は認める。
- ・奈良県年鑑の購入については、年間1冊は認める。

◆使途適用しないもの◆

- ・調査研究に適さない図書、自己啓発的な意味合いのある図書等は認めない。
- ・書画、骨董に類するものは認めない。
- ・スポーツ新聞、夕刊紙、週刊誌、株式新聞は認めない。
- ・農業新聞は、農業従事者は認めない。
- ・政党新聞は、所属する政党のものは認めない。

人件費

議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費。
(給料、手当、賃金等)

- ・研修会、研究会及び広聴会等開催時の手話通訳者、要約筆記者の雇用経費は認める。

◆使途適用しないもの◆

- ・常勤雇用は認めない。
- ・議員の親族(3親等以内)の雇用経費は認めない。

事務所費

議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費。
(事務所の賃借料、維持管理費、備品、文書通信費、事務機器購入、リース代等)

全般にわたり使途適用しないもの

議会の議員としての活動に含まれない私人としての私的活動のための経費、政党活動、選挙活動、後援会活動は使途適用しない。

<私的活動経費>

- ・慶弔費・餞別・見舞金・寸志・慶弔電報・広告料
- ・年賀状購入、印刷・各種パーティー券購入代
- ・レクリエーション経費・宴会費・懇親会費
- ・町内会、各議連等任意の団体の会費等寄附・贈与的経費
- ・各種団体への寄附、協賛金、賛助金等
- ・携帯電話使用料

<政党活動的経費>

- ・政党党費・政党大会参加費・党大会参加のための旅費
- ・政党広報紙、パンフレット等の印刷、発送経費等後援会活動経費
- ・後援会が発行する広報紙、パンフレット等の印刷、発送経費
- ・後援会主催の報告会等の開催経費等

<選挙活動経費>

- ・選挙運動、選挙活動の経費
- ・選挙活動に使用する資料等の作成
- ・選挙活動用の事務所の経費等その他市政に関する調査研究活動に適しない経費
- ・寺院の檀家総代会などの宗教活動に関する経費
- ・自家用車の車検代、修理代・運転代行料
- ・プリペイドカード、商品券等

※全般的に使途については、可とするものについても本来の調査研究活動費の主旨に沿ったものであり、議員個人の良識に任せ、自己責任において適切で明確な収支報告書の提出をされたい。

(注) ①「政務活動費」専用口座を設けること。

②複数で政務活動費を運用した場合は、領収書等に人数で除した金額を記載し、その写しをそれぞれ添付すること。